

市長の学歴及び入札執行停止に係る事務調査

特別委員会要点記録

○開会日時 令和7年8月29日（金） 午後4時3分

○場 所 伊東市役所第2委員会室

○出席委員 9名

1 番	佐 藤 周 君	2 番	村 上 祥 平 君
3 番	竹 本 力 哉 君	4 番	井 戸 清 司 君
5 番	大 川 勝 弘 君	6 番	杉 本 一 彦 君
7 番	四 宮 和 彦 君	8 番	犬 飼 このり 君
9 番	重 岡 秀 子 君		

○出席議員 10名

議 長	中 島 弘 道 君	副議長	青 木 敬 博 君
議 員	浅 田 良 弘 君	議 員	虫 明 弘 雄 君
〃	河 島 紀 美 恵 君	〃	長 沢 正 君
〃	篠 原 峰 子 君	〃	杉 本 憲 也 君
〃	鈴 木 純 子 君	〃	宮 崎 雅 薫 君

○出席議会事務局職員 4名

局 長	富 岡 勝	局長補佐	里 見 和 彦
係 長	野 田 昌 伸	主 査	山 田 拓 己

○会議に付した事件

- 1 市長の学歴に係る事務に関する事項について
 - (1) 東洋大学に対する文書照会の結果について
 - (2) 出頭拒否に対する告発の件について
 - (3) 記録の提出拒否に対する告発の件について
 - (4) 証言拒否に対する告発の件について
 - (5) 虚偽の証言に対する告発の件について
- 2 委員会調査報告書案について
- 3 その他

○会議の経過概要

○委員長（井戸清司君）開会する。

○委員長（井戸清司君）暫時休憩する。

午後 4時 4分休憩

午後 4時 4分再開

○委員長（井戸清司君）休憩前に引き続き、会議を開く。

○委員長（井戸清司君）本委員会において、4名の方から傍聴の申入れがあることから、これについて協議する。

この際、お諮りする。傍聴希望者に対し、これを許可することに、異議ないか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（井戸清司君）異議なしと認め、さよう決定した。

傍聴者の入室を許可する。

暫時休憩する。

午後 4時 4分休憩

午後 4時 4分再開

○委員長（井戸清司君）休憩前に引き続き、会議を開く。

傍聴人に申し上げる。地方自治法第130条第1項及び伊東市議会傍聴規則第13条の規定を準用し、傍聴人は、静粛を旨として、議事について拍手などにより可否を表明し、または、騒ぎ立てる等の行為は禁止されているので、協力をお願いする。

○委員長（井戸清司君）日程第1、市長の学歴に係る事務に関する事項についてを議題とする。

(1) 東洋大学に対する文書照会の結果についてである。去る8月18日、東洋大学に対し、記録の提出を求める旨の文書を発出したところ、本日、8月29日付で同校からの回答及び記録を收受した。本件の取扱いについては、さきの本委員会で示したとおり、個人情報の保護への最大限の配慮として、秘密会により調査を行う必要があるものと考えている。秘密会は、委員、委員外議員、議会事務局職員のみが出席可能と認められるので、報道関係者各位を含む傍聴人については、退場をいただくこととなる。秘密会において知り得た情報については、閉会後においても、その秘密性が継続する限り、これを他に漏えいすることは、秘密の漏えいに該当するものとして懲罰の対象となるので、十分に留意いただくとともに、報道関係者各位においても、秘密とした議事内容に触れるような取材をすることのないよう、特段の配慮をいただ

きたくお願いする。

この際、お諮りする。本件については、秘密会により調査したいと思う。秘密会の開会については、討論を行うことが認められていないので、直ちに採決する。秘密会を開くことに、賛成の諸君の挙手を求める。

[賛成者挙手]

○委員長（井戸清司君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

続いて、議事の秘密性の特定をしたいと思う。

この際、お諮りする。本日の秘密会のうち、東洋大学から提出された記録を取り扱う調査の部分においては、その内容も含めて秘密会の議事とし、調査の結論や最終報告の内容など、その他の部分については、秘密性がないとの取扱いにしたいと思う。これに異議ないか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（井戸清司君）異議なしと認め、さよう決定した。

秘密会とするため、報道関係者各位においては、レコーダー等の録音機器、カメラ等の映像機器、パソコン等の電子機器についても、お持ちいただいた上で退場いただくよう、よろしくお願いする。

それでは、委員、委員外議員、事務局職員以外の方は退場願う。

傍聴人等の退場のため、暫時休憩する。

午後 4時 7分休憩

午後 4時10分再開

○委員長（井戸清司君）休憩前に引き続き、会議を開く。

ただいまから、本委員会を秘密会とする。

[秘密会開始]

[秘密会終了]

○委員長（井戸清司君）以上で秘密会を終了する。

秘密会により退場した傍聴人等が入室するため、暫時休憩する。

午後 4時26分休憩

午後 4時29分再開

○委員長（井戸清司君）休憩前に引き続き、会議を開く。

報道関係者をはじめとした傍聴人等におかれでは、協力いただき感謝申し上げる。

この際、報道関係者をはじめとした傍聴人等に申し上げる。ただいまの秘密会において調査

をした件についてだが、秘密の取扱いとしていない調査の結果に係る部分について、最小限の形とはなるが、この場にて、委員会を代表して私から報告したいと思う。本委員会の調査の結論として、市の広報事務、すなわち、広報いとうに虚偽の事項が掲載された件については、田久保眞紀氏による不当行為があったことがその専らの原因であると、そのように判定することとした。また、東洋大学からの記録提出や証人の証言など、これまでに行ってきた調査の結果を総合すると、田久保眞紀氏が、会見や本委員会での証言をはじめとして、繰り返し強く主張をしていた、「6月28日に初めて除籍という事実、卒業していないという事実を知った」という点については、虚偽であるものと判定する。東洋大学から提出された記録の内容については、秘匿性の高いものであるため詳細を申し上げることは差し控えるとともに、今後も、厳に取材をすることのないよう注意願うが、これらの記録をつぶさに確認すると、同氏が、「大学を卒業していたものと勘違いしていた」とする旨の主張については、到底成立し得ないものであると、本委員会の結論として断定する。仮に、これらの調査結果を踏まえても、同氏が、依然として「卒業していたものと思っていた」と示唆するような理論や主張を述べ続けたしたら、それは、本委員会としては、言い逃れのために無理筋を通そうと躍起になっているものと思料する。およそ通常の常識をもってすれば、勘違いが起こり得る状況ではなかったという点だけは、重ねて申し上げておく。

今後、告発等に進むこととなれば、本市議会の手を離れ、その取扱いは司法の場に移ることが想定されるが、どのような結果となったとしても、同氏の行いそのものが消えることはない。誠意を示すどころか、市長としての職責を理解する様子も見せないまま、自己利益や保身に終始するあまり、このような破綻した考えに至る者が、市のトップとして現に存在すること自体容認できることではないと、心情も含めて一言申し上げておく。本委員会については、これらの判明した事実をもって最終報告書として取りまとめ、調査の結果を本会議において報告して参りたいと考えているので、秘密会における結果報告については、簡潔ではあるが、以上、申し上げたとおりである。了承願う。

次に、(2) 出頭拒否に対する告発の件についてである。去る7月25日開催の本委員会において、田久保眞紀氏に対し、証人尋問を実施するべく喚問をしたところであるが、同氏は、出頭できない理由を付した回答書を提出し、出頭を拒否した。この点について協議をしたいと思う。田久保眞紀氏に対する出頭請求については、令和7年7月25日及び令和7年8月13日開催の本委員会に出頭するよう請求したところ、7月25日は、回答書にて出頭を拒否する意思が示され、8月13日は、喚問のとおり出頭がされた。

委員長において、全国市議会議長会に問合せしたところ、証人の出頭拒否については、正当な理由がなく出頭しなかった場合には、その出頭しないことについて聴取をする機会が設けら

れているわけではないため、一度の出頭請求に対しこれに応じないとのこととなれば、その事実のみをもって 100 条の違反に該当するものと認めることができることであった。同氏に対する出頭請求については、一度目の出頭がなされなかつたために、再度、日を改めて出頭請求をしている形となるが、それぞれの請求については、個別に検討することができるところである。同氏が正当な理由なく出頭しなかつたという事実が変わることはないことから、一度目の不出頭に対する告発の件について協議したいと思う。

委員長としては、同氏が正当な理由なく出頭しなかつたことは、すなわち調査妨害に当たる行為であったと認めるべきと考えるが、この見解と同様の賛同をいただけるようであれば、同氏の出頭拒否に対し告発することについて、採決したいと考えている。なお、同氏に対し、令和 7 年 7 月 25 日開催の本委員会へ出頭請求をした件については、本委員会において、既に正当な理由のない出頭拒否であったことを認定し、同氏にその旨を文書にて知らせていることを申し添える。

それでは、賛同か否かについて、意見調整のための意見等を伺う。1 番委員から順次、発言を許す。

- 1 番（佐藤 周君）告発に賛同する。
- 2 番（村上祥平君）告発に賛同する。
- 3 番（竹本力哉君）告発に賛同する。
- 5 番（大川勝弘君）告発に賛同する。
- 6 番（杉本一彦君）告発に賛同する。
- 7 番（四宮和彦君）告発に賛同する。
- 8 番（犬飼このり君）告発に賛同する。
- 9 番（重岡秀子君）告発に賛同する。
- 委員長（井戸清司君）これをもって、協議を終結する。

お諮りする。田久保眞紀氏に対し、令和 7 年 7 月 25 日開催の本委員会に証人として出頭するよう出頭請求したところ、正当な理由がなくこれを拒否したため、同氏を告発することにしたいと思う。これに賛成の諸君の挙手を求める。

[賛 成 者 挙 手]

- 委員長（井戸清司君）挙手全員である。よって、本件について、告発をすることに決定した。
- この後の本市議会としての告発に至るまでの流れについてだが、本委員会において議決した告発については、最終報告書に記載した上で本会議において委員会調査報告を行った後、改めて告発の件として本市会議の議題とし、議会の議決を経ることで告発の手続をすることとなつてるので、了承願う。

次に、(3) 記録の提出拒否に対する告発の件についてである。令和7年8月6日付で請求した田久保眞紀氏に対する記録提出の請求については、同氏から理由を付した上で提出を拒否する旨の回答書が提出されたが、これについて本委員会として、その提出拒否には正当な理由がないものと認められることから、告発を検討していくこととしていた。同氏から提出された回答書について、再度、提示された理由を精査し、正当性がないことについて確認をしていきたいと思う。

まず1つ目だが、「公職選挙法違反の成否を判定するためには、多角的な視点での検討が必要であるところ、主観的構成要件に関わる重要な証拠」となるため、卒業証書とされる書類を提出できないとの主張についてである。公職選挙法違反となる構成要件については、主観的構成要件、つまり故意であることが必要となる旨を踏まえ、卒業証書とされる書類は、卒業の事実についての認識に関わる証拠であることから、故意か過失の判断を左右する証拠となり得るとの見解であると思われる。これについては、先日の証人尋問の際にも複数の委員から指摘があったが、卒業証書があることは、かえって、同氏が「卒業していると錯認していたことを助長するもの」として捉えるのが妥当であり、これはすなわち、過失の可能性があることを示唆するものであると捉えられることから、同氏の主張する刑事訴追の不利益が生じるものなのかどうか、説明が十分でないとの見解に至っている。さらに言うのであれば、本委員会が行っているのは行政調査であるため、そもそも公職選挙法違反の成否を判定するために卒業証書とされる書類の提出を求めていないことから、本委員会に提出することが、なぜ、刑事告発されている公職選挙法違反の件において、訴追を受ける可能性があるのかが疎明されていないとの見解である。よって、1つの理由については、直ちに正当な理由とは認め難いと考える次第である。

次に、2つ目だが、「一般的に、自己負罪拒否特権を行使する際には、その理由の概略を述べ、疎明すればよいと解されている」との主張についてである。本委員会の行政調査においても、自己負罪拒否特権が認められていることは地方自治法の逐条解説にもあるとおりであり、この点については異論はないが、強制力が伴う本委員会の調査において、「刑事訴追のおそれがある」と述べるだけでは、果たして、それが本当に「おそれがある」ことなのか、その真偽を一定程度推測することもできず、仮にこれが正当な理由として認められるのであれば、「刑事訴追のおそれがある」と述べるだけで、全ての証言を拒否することが事実上可能となってしまうこととなる。また、同氏も「その理由の概略を述べ、疎明すればよい」と述べているが、まさに本委員会が求めていることはその概略の説明と疎明であり、そもそも疎明とは、完全な確信には至らないものの、一応確からしいという推測を抱かせる程度の挙証であるとされていることから、「刑事訴追のおそれがある」との一言のみをもって、十分な疎明がなされたとは

認められないとの見解につながるところである。さらに、地方議会研究会編著の「議会運営の実際」によると、刑事訴追を受けるおそれのある事項については、証言を拒否することができると認める一方、民事訴訟法の規定に基づき証言拒否の理由を述べる必要があり、疎明をすることが証言拒否の適法要件であるとされていることから、詳細とまではいかなくとも概略程度の説明は必要であると、そのように理解できるところである。本委員会において、同氏の述べるように具体性を主張する必要があるとは示したことはなく、しかしながら、自己負罪拒否特権の濫用により本委員会の調査権が行使できなくなる事態となることは容認できないことから、「単に刑事訴追のおそれがある」と述べるだけでは説明が不十分であるとしたところである。よって、この2つ目の理由についても、正当な理由とは認められないとの見解に至る。

次に、3つ目の「自己負罪拒否特権は、一定の場合には、証拠物の提出を拒むことができる権利を内包するものであると考える」との主張についてである。同氏の述べるように、供述以外に証拠物の提出にまで自己負罪拒否特権が及ぶのかどうかについては、明確に証拠物の提出を拒否できないものとして、最高裁判例や決定において示されている。それらの判示等によると、呼気や尿といった物的な、あるいは非供述的な証拠を強制採取することについては、憲法第38条第1項に反しないとの旨が示されており、また、供述の意義とは、あくまでも意思伝達の性格を持った行為であることが認められている。同氏の述べる「当該物を提出することで、供述を拒む権利が実質的に侵害される場合」は「証拠物の提出を拒むことができる」との見解であるが、それを主張するのであれば、大抵の場合が、供述を拒む権利が侵害されてしまうのではないかと勘案する。これが、学説上の少数説を支持しているのか、具体的にどのような状況を指すのかは分かりかねるが、先ほどの最高裁判例等がある呼気や尿の強制採取に鑑みると、本件における卒業証書とされる書類の提出においては、これを拒むことは、権利の濫用に当たるのではないかと思料する。これは、学説、判例とともに、自己負罪拒否特権が、非供述証拠には及ばないことを示すと同時に、歴史的沿革として拷問などによる自白が犯罪の証拠とされていた時代があったことにより、このような害悪を排除するために成立してきたものであるとされているため、当然に、同氏の保有する卒業証書とされる書類については、その権利の保護範囲の対象外であることが明白であるとの結論に至るものである。また、憲法第35条では、裁判所の令状がある場合には、書類・所持品などの証拠物を捜索、押収することが認められる規定があるため、証拠物には自己負罪拒否特権が及ばないものと解されているところである。よって、この3つ目の理由についても正当な理由とは認められないとの見解に至る。

次に、4つ目の「弁護士は職務上の義務として、証拠を提出することができない」との主張についてである。本委員会が当初から主張していることではあるが、弁護士との委任契約については、同氏の自発的な意思に基づき契約をしていることから、証拠物を寄託し保管させてい

ることが、すなわち、同氏が当該証拠物を占有していない状況にあるとは認め難いこと、また、本委員会が記録の提出を求めているのは、弁護士ではなく同氏であることから、およそ正当な理由とは認められないとの見解に至るものである。当該回答書自体も、反論の趣旨内容が本委員会の指摘事項に対しづれが生じているため、そもそも理由の提示として成り立っているのかどうかも明瞭ではない。よって、この4つ目の理由についても正当な理由とは認められないとの見解に至る。

以上が、田久保眞紀氏が提出した記録提出を拒否する回答書に対する委員長見解となるが、委員各位においても、この見解と同様の賛同をいただけるようであれば、同氏の記録提出拒否については、正当な理由がないものとして認めることとし、告発をすることについて採決をしたいと考えている。

それでは、賛同か否かについて、この点に絞る形で意見調整のための意見等を伺う。1番委員から順次、発言を許す。

- 1番（佐藤 周君）賛同する。
- 2番（村上祥平君）賛同する。
- 3番（竹本力哉君）賛同する。
- 5番（大川勝弘君）告発に賛同する。
- 6番（杉本一彦君）告発に賛同する。
- 7番（四宮和彦君）委員長見解のとおりで、告発に賛同する。
- 8番（犬飼このり君）賛同する。
- 9番（重岡秀子君）賛同する。
- 委員長（井戸清司君）これをもって、協議を終結する。

ただいまの協議を踏まえ、採決する。

お諮りする。市長の学歴に係る事務の調査について、田久保眞紀氏に対し「秘書広報課長が確認した市長の卒業証書とされている書類」として記録の提出を求めたところ、正当な理由がないのにこれを拒んだため、同氏を告発することにしたいと思う。これに賛成の諸君の挙手を求める。

[賛 成 者 挙 手]

- 委員長（井戸清司君）挙手全員である。よって、本件については、告発をすることに決定した。

次に、(4) 証言拒否に対する告発の件についてである。去る8月13日開催の本委員会において、田久保眞紀氏に対し、証人尋問を実施したところであるが、その際、同氏から証言の拒否があったものと思われる所以、この点について協議をしたいと思う。

資料配付及び資料内容の確認のため、暫時休憩する。

午後 4時47分休憩

午後 4時50分再開

○委員長（井戸清司君）休憩前に引き続き、会議を開く。

手元に配付した資料は、委員長において、とりわけ、証言拒否に該当するものと判断した発言等について記録を作成したものである。まず1件目の、杉本一彦委員と証人とのやり取りについて資料の確認をお願いする。杉本委員が、証人・田久保真紀氏に対し、「除籍の事実を知ったとする6月28日以前は、卒業していたと思っていたのか」、「卒業証書等は本物だと思っていたのか」との旨の、同氏の考えを問う尋問を繰り返し行っているが、いずれも同日に除籍であることを確認した事実のみを単に述べ続けるなど、尋問の趣旨とは異なる回答が繰り返されている。確かに何らかの回答をしている状況にはあるが、本委員会における証言の拒否という点で言えば、意図して尋問の趣旨に触れずに回答し、調査妨害を行っているものと捉えられても仕方がない状況であり、これは、本委員会の証人尋問が、民事訴訟法の規定に基づき運用されていることがその判断の根拠となる。証人には必ず説明をしているが、証言の拒否が認められる場合として、拒否が認められる列記事項に該当する必要があること、また、その旨を申し出ること、証言を拒否する際の適法要件として疎明をしなければならないことが定められているが、今回の証人のやり取りにおいては、一切の申出や疎明はなく、ただ尋問内容に対しはぐらかす回答を繰り返している。調査に必要な証言を求めて、理由もなく一向に回答が得られないという事実は、本委員会における調査妨害として認定するほかなく、すなわち、正当な理由のない証言拒否があったものと認めるのが妥当であると、そのように考えている。

次に、四宮和彦委員と証人とのやり取りについて資料の確認をお願いする。証言拒否が正当な理由として認められる要件は先ほど申し上げたとおりであるが、四宮委員の尋問においては、証人・田久保真紀氏は、十分な疎明を行っていないことが、正当な理由のない証言の拒否に該当するものと考える。まずもって、証人が何度も述べていた「提出した回答書のとおり」と回答することについてだが、回答書の中身について、証人の口から直接具体的に述べられていないことから、宣誓した証人の証言として捉えることができるものは、「回答書のとおり」という言葉そのもののとなり、このような証言は、単に証人が、回答書の中身を認識している、ということの確認程度にとどまるもので、直接述べなかつたその中身を証言として取り扱うことはできない。証言として成立するため、証拠能力として機能するためには、その反面、証言が偽証であった場合に罰則が適用されることが、証言の機能を保全するものとして解されているので、「回答書のとおり」と回答することは、その回答書の中身までを証言と見なすことはできず、当然ながら罰則の適用にも至らず、証拠としても機能することはない。四宮委員と証

人・田久保眞紀氏とのやり取りについて再度確認すると、正当な理由がない限り、記録の提出を免れることはできないとの旨、幾度と請求理由を説明しながらも尋問しているにもかかわらず、証人・田久保眞紀氏の回答は、「提出した回答書のとおり」との旨の域を出ないものであると認識できる。また、最後に、提出を拒否するための十分な疎明をするよう求めた尋問に対しても、同様に「回答書のとおり」と答え、証言拒否として捉えざるを得ないとの問い合わせに対しても、一辺倒に「回答書のとおり」としか述べていない状況である。通常、これだけ説明しても回答書の中身を自身の口から述べないことは、その中身に触れることで、さらなる追及がされることを恐れているのではないかといぶかしく思うところだが、いずれにしても、意図して述べないようにしているものとしか解釈できず、さきのとおり、証言を拒絶する要件には、一切該当しないものと認定できると考える。

以上2件だが、とりわけ証言の拒否として強く認定できる部分の説明をさせていただいた。委員の皆様におかれでは、委員長試案として提示した本2件について、証言拒否として認定するものかどうか、意見を伺いたいと思う。1番委員から、順次発言を許す。

- 1番（佐藤 周君）2件とも認定する。
- 2番（村上祥平君）2件とも認定する。
- 3番（竹本力哉君）2件とも認定する。
- 5番（大川勝弘君）2件とも認定する。
- 6番（杉本一彦君）2件とも認定する。
- 7番（四宮和彦君）2件とも証言拒否と認定する。
- 8番（犬飼このり君）2件とも証言拒否と認定する。
- 9番（重岡秀子君）2件とも証言拒否と認定する。
- 委員長（井戸清司君）これをもって、協議を終結する。

ただいまの協議を踏まえて、採決する。

お諮りする。証人・田久保眞紀氏は、令和7年8月13日開催の本委員会において、市長の学歴に係る事務の調査について証言を求めたところ、正当な理由なく証言を拒否したものと認められることから、同氏を告発することにしたいと思う。これに賛成の諸君の挙手を求める。

[賛 成 者 挙 手]

- 委員長（井戸清司君）挙手全員である。よって、本件については、告発をすることに決定した。

10分間ほど休憩する。

午後 4時56分休憩

午後 5時 5分再開

○委員長（井戸清司君）休憩前に引き続き、会議を開く。

次に、(5) 虚偽の証言に対する告発の件についてである。令和7年8月13日開催の本委員会において行った証人尋問に際し、証人・田久保眞紀氏から、2件の事実と異なる証言がされた可能性がある。

まず1件目である。同氏は、事実とは異なると主張する中で、正副議長に卒業証書とされる書類を提示した時間が19.2秒であったと述べ、事実誤認をされているとの旨を証言している。当該証言後、同氏は、これを各種マスメディアなどでも広く主張し、自身の正当性を訴える中で正副議長に対し批判の態度を取るという、証人としては考え難い行動を取っているが、そもそも、この証言自体が事実歪曲の蓋然性が高いものであるため、本日は、委員各位において、一連のやり取りがされた音源を確認いただく中で、少なくとも同氏が述べるような事実はなかったこと、つまりは、意図された虚偽であったことについて確認をいただきたいと思う。しかしながら、当該音源については、今後の刑事告発の証拠物として使用される見込みがあることや、田久保氏の声が録音されていることを踏まえると、広く、音源そのものを報道関係者や傍聴人に示すことははばかられるので、本件の協議に当たっては、報道関係者をはじめとした傍聴人の退場をお願いしたいと考えている。これは、秘密会とするものではなく、後日公開予定の委員会要点記録においては、全文を公開することを考えていることから、本委員会の調査の趣旨にのっとり、音源確認の間においては退場いただくようお願いする。また、先ほどの依頼と同様になるが、レコーダー等の録音機器、カメラ等の映像機器、パソコン等の電子機器についても、お持ちいただいた上で退場いただくよう、よろしくお願ひする。

それでは、報道関係者をはじめとした傍聴人に申し上げる。委員会条例第16条第2項の規定に基づき、当該音源の確認を終えるまでの間、退場を願う。

傍聴人等の退場のため、暫時休憩する。

午後 5時 8分休憩

午後 5時11分再開

○委員長（井戸清司君）休憩前に引き続き、会議を開く。

まず、音源を確認いただきたいと思う。

[音源確認開始]

○市長（田久保眞紀君）匿名の投書があるからなんでしょう。

○議長（中島弘道君）それだけじゃなくて、他にも今までにちょっと耳にするものが入ってきたもので、それで。

○市長（田久保眞紀君）分かりました、分かりました。

ちょうど学歴証明用に持つてこいと言われていたもので、持ってきてますね。

○副議長（青木敬博君）ありがとうございます。

○市長（田久保眞紀君）卒業アルバムと証書ですよ。

○議長（中島弘道君）ちょっと見せて。

○市長（田久保眞紀君）いやもう。

○議長（中島弘道君）いやいやちょっと。

○市長（田久保眞紀君）はいはい。

○議長（中島弘道君）いいじゃん。

○市長（田久保眞紀君）別に普通に家の中になかったので、相当探しましたから。

〔音源確認終了〕

○委員長（井戸清司君）詳細に確認をいただきため、暫時休憩する。

午後 5時12分休憩

午後 5時19分再開

○委員長（井戸清司君）休憩前に引き続き、会議を開く。

音源の確認を終えたので、傍聴人等の入室を許可したいと思う。

傍聴人等が入室するため、暫時休憩する。

午後 5時19分休憩

午後 5時21分再開

○委員長（井戸清司君）休憩前に引き続き、会議を開く。

報道関係者をはじめとした傍聴人におかれでは、協力いただき感謝申し上げる。

引き続き、証人・田久保眞紀氏の虚偽の証言について、協議をする。委員各位におかれでは、先ほど当該音源を確認いただいたことから、同氏の証言に虚偽の事実があったのかどうかについて、意見等を伺いたいと思うが、虚偽の証言については、もう1件確認をいただきたいものがあるので、意見は後ほどまとめて伺いたいと思う。

次に、2件目である。先ほど、(1)の議題の際に、東洋大学から提出された記録を確認することで虚偽であると判明したことになるが、田久保眞紀氏は、これまでの会見や本委員会の証言においても、「6月28日に初めて除籍という事実を知った」との旨を明瞭に述べているが、調査により判明した結果等により、同氏のその証言は、虚偽の証言をしたものであったと判定した。刑事告発を受けている事情に鑑みると、犯意があるのかどうか、故意に違反したのかどうかが非常に重要となってくることから、事犯として疑われる事実があった時期よりも後に除

籍であるという事実を知ったので、つまり、当時は卒業していると思っていたため過失であるとの論理で持論を主張しているのではないかということは、既に皆さんも承知のこととは思うが、いずれにしても、本委員会が取り扱うべき虚偽の証言については、東洋大学から得た記録により、卒業していると思っていたはずがないとの旨を結論づけたことから、証人・田久保眞紀氏が証言の場において述べた「6月28日に初めて除籍という事実を知った」との証言は、必然的に虚偽であったと認定するものである。

虚偽の証言について、以上2件の説明をした。これを踏まえ、委員の皆様においては、証人尋問の場において、虚偽の証言があったものと認定するのかどうかを協議いただきたいと思う。意見の内容については、19. 2秒の証言が虚偽であったのかどうか、また、「6月28日に初めて除籍という事実を知った」との証言を虚偽であると認定するのかどうかという2点に絞った上で、発言をお願いしたいと思う。それでは、1番委員から順次、発言を許す。

- 1番（佐藤 周君）19. 2秒もうそ、6月に初めて除籍という事実を知ったというのもうそ、間違いない。2件とも認定する。
- 2番（村上祥平君）2件とも虚偽であると認定する。
- 3番（竹本力哉君）2件とも虚偽の証言であったと認定する。
- 5番（大川勝弘君）2件とも虚偽の証言であったと認定する。
- 6番（杉本一彦君）19. 2秒については長く見積もっても6秒、認定。6月28日まで知らなかつたというのは虚偽、認定をお願いする。
- 委員長（井戸清司君）2件とも虚偽ということでよいか。
- 6番（杉本一彦君）2件とも虚偽である。
- 7番（四宮和彦君）2件とも虚偽証言と認定する。
- 8番（犬飼このり君）2件とも虚偽証言と認定する。
- 9番（重岡秀子君）2件とも虚偽と認定する。
- 委員長（井戸清司君）これをもって、協議を終了する。

ただいまの協議を踏まえまして、採決する。

お諮りする。市長の学歴に係る事務の調査について、証人・田久保眞紀氏に対し証言を求めたところ、虚偽の証言をしたものと認められるので、同氏を告発することにしたいと思う。これに賛成の諸君の挙手を求める。

[賛 成 者 挙 手]

- 委員長（井戸清司君）挙手全員である。よって、本件については、告発をすることに決定した。
以上で、日程第1、市長の学歴に係る事務に関する事項についてを終了する。

○委員長（井戸清司君）日程第2、委員会調査報告書案についてを議題とする。

委員会調査報告書案の配付のため、暫時休憩する。

午後 5時25分休憩

午後 5時26分再開

○委員長（井戸清司君）休憩前に引き続き、会議を開く。

本日提示した委員会調査報告書案については、委員長一任の下、その案文を作成したが、本日の委員会での協議を迎えるに当たり、委員各位からの意見、調整等をいただく中で作成したものとなっている。本日は、この調整状況を踏まえて、本会議に提出する委員会調査報告書案について、質疑、討論を行った後、採決をしたいと思う。

それでは、委員会調査報告書案についての質疑に入る。発言を許す。

○9番（重岡秀子君）東洋大学から卒業証書を田久保眞紀氏に出したか出さないのかというような質問については、田久保眞紀氏に出したかの回答はあったのか。

○議長（中島弘道君）除籍した人には卒業証書を出さないと言っている。

○9番（重岡秀子君）一般論ではなく、田久保眞紀氏について出したか、出さないかの質問をしたと……。

○委員長（井戸清司君）9番委員に申し上げる。秘密会に関しての部分に関わってくる。質問を控えていただきたい。

ほかに質疑はあるか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（井戸清司君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（井戸清司君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。委員会調査報告書は、原案を可決すべしと決定することに、賛成の諸君の挙手を求める。

[賛成者挙手]

○委員長（井戸清司君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

なお、正式には、9月定例会において最終報告を行った後、委員会調査報告書について採決をし、議長の調査終了の宣告により本委員会が消滅することとなるので、了承願う。

○委員長（井戸清司君）日程第3、その他を議題とする。

委員長からは特にないが、委員から何かあれば質疑、意見を伺う。発言を許す。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長**（井戸清司君）質疑、意見なしと認める。これをもって、質疑、意見を終結する。

以上で、日程第3、その他を終了する。

○**委員長**（井戸清司君）以上で日程全部を終了した。

これにて閉会する。

○**閉会日時** 令和7年8月29日（金）午後5時30分（会議時間46分）

以上の記録を認める。

令和7年8月29日

委員長 井 戸 清 司